

令和 7 年 9 月 日
社会教育の在り方に関する特別部会了承

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に
関する
ワーキング・グループの設置について（案）

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項 1 に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、別紙のとおり、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に
関するワーキング・グループを設置する。

(別 紙)

(案)

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ
設置要項

令和7年9月〇〇日

社会教育の在り方に関する特別部会了承

1 設置の趣旨

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項1に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、本ワーキング・グループを設置する。

2 検討事項

- (1)社会教育主事・社会教育士に期待される役割、求められる能力について
- (2)社会教育主事・社会教育士の養成課程・講習の在り方について
- (3)その他

3 実施方法

- (1)別紙(調整中)の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2)必要に応じて、別紙(調整中)以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本ワーキング・グループは、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1)本ワーキング・グループに関する庶務は、総合教育政策局地域学習推進課が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの協力を得て行う。
- (2)その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。